

広島県庁用自動車管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十二号

広島県庁用自動車管理規則等の一部を改正する規則

(広島県庁用自動車管理規則の一部改正)

第一条 広島県庁用自動車管理規則(昭和三十二年広島県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第十八条」を「第十七条」に改める。

(職員の研修に関する規則の一部改正)

第二条 職員の研修に関する規則(昭和三十二年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「地域政策課」を「地域政策総務課」に、

土木局	土木局土木総務課
都市局	
土木局	土木総務課
土木局	

を
に改める。

(広島県債権管理事務取扱規則の一部改正)

第三条 広島県債権管理事務取扱規則(昭和三十七年広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十八条」を「第十七条」に改める。

(広島県公有財産管理規則の一部改正)

第四条 広島県公有財産管理規則(昭和三十九年広島県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十八条」を「第十七条」に改める。

第六条第二項中「総務局営繕課」を「土木局営繕課」に改める。

第九条第二項中「都市局住宅課」を「土木局住宅課」に改める。

(広島県予算規則の一部改正)

第五条 広島県予算規則(昭和三十九年広島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「局(都市局を除く。)」を「局」に改め、同条第四号中「第十八条」を「第十七条」に改める。

(広島県屋外広告物審議会規則の一部改正)

第六条 広島県屋外広告物審議会規則(昭和二十四年広島県規則第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「都市局都市政策課」を「土木局都市計画課」に改める。

(広島県営住宅管理等審議会規則の一部改正)

第七条 広島県営住宅管理等審議会規則(昭和二十七年広島県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「都市局住宅課」を「土木局住宅課」に改める。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第八条 宅地建物取引業法施行細則(昭和三十三年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表宅地建物取引業者名簿県庁閲覧所の項中「広島県都市局建築課」を「広島県土木局建築課」に改める。

別記様式第八号注3中「ア貯溜池イ貯溜池ロ貯溜池」を「ア貯溜池イ貯溜池ロ貯溜池」に改める。

(積立式宅地建物販売業法施行細則の一部改正)

第九条 積立式宅地建物販売業法施行細則(平成十二年広島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「広島県都市局建築課」を「広島県土木局建築課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。